

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成25年5月23日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成25年10月21日

京都市長 門川大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール京都桂川

京都府京都市南区久世高田町376番1 他4筆

京都府向日市寺戸町九ノ坪50番1

2 主な意見の概要

（交通問題について）

- ・ 計画地周辺においては、開店予定日以降も幹線道路の工事が続くことから、開店後の交通体系の変化やそれに伴う交通渋滞の発生に十分対応いただくため、随時の地元協議を行うこと。
- ・ 主要来客者は、主に公共交通機関によるものという内容の届出であるが、立地状況から自動車での来場が多いことも想定されるため、引き続き、近接駅の輸送処理能力や自動車分担率の十分な調査を行い、今後とも交通対策に万全を期すこと。
- ・ 周辺の小・中・高等学校への児童・生徒の通学時の安全な通行について、十分な対策が示されていない。対策を行ってほしい。

- ・ 阪急洛西口高架化がないと渋滞が予測される。対策はあるのか。営業開始時期を高架工事完了後にしてほしい。
- ・ 通行車両やバイクの速度対策を徹底してほしい。
- ・ 店舗南部からの車両侵入を規制してほしい。生活道路への侵入対策をしてほしい。交通整理員の配置が必要である。
- ・ 店舗までの道路が少なく狭いため、もっと別の場所を選ぶべき。来店車両の予測台数と実際の収容台数の差が大きい。
- ・ 住宅地側に出入口を設置しないこと。
- ・ 車線に車があふれないよう対策を講じてほしい。
- ・ 中学校正門前の車道は渋滞回避路として事故の危険性が高くなると推測されるため、登下校時間帯の交通規制及び交通整理員の配置を要請する。
- ・ 学校周辺道路の車両速度抑止対策を。
- ・ 緑を増やすこと、歩くまちの推進、近隣商店保護の観点から、駐車場の収容台数を立地法上の最低限の台数としてほしい。
- ・ 駅利用者が駐車場や駐輪場として利用しないよう対策を行うこと。

(騒音対策等について)

- ・ 夜間の規制基準を超過している予測地点の入口又は出入口について、深夜(午後10時以降)の時間帯における十分な騒音対策を講じること。
- ・ 通行車両の騒音対策を徹底してほしい。特に府道中山稻荷線東行、JR高架下の路面に関して、西行き同様アスファルト舗装にしてほしい。
- ・ 荷さばきの時間帯が明け方となり騒音と光害をもたらす。
- ・ 閉店後に多数の従業員が一斉に帰宅するため、車での移動で隣接住民が騒音被害を受けないようにしてほしい。

- ・ 渋滞による騒音や排気ガスへの対策をしてほしい。

(営業時間について)

- ・ 営業時間が24時までとの計画であるが、来客の実情に応じて、深夜時間帯の営業は最小限とするなど柔軟に対応すること。
- ・ 非行の温床とならないよう閉店時刻を早めてほしい。全体の閉店時刻が早められなくても、ゲームセンターやファンシーショショップなどの青少年のたまり場になりそうな店舗は早く営業を終了してほしい。
- ・ 7時から24時までの営業時間はエネルギーの無駄である。

(防災・防犯対策について)

- ・ 防犯や青少年健全育成のため、特に深夜における周辺への適切な照明の配置、警備員の巡回等の配慮のほか、駐車場、駐輪場、店内出入口等への防犯カメラの設置などの必要な対策を講じること。
- ・ 警備員による巡回や警察との連携により防犯、非行防止に努めてほしい。
- ・ JR桂川駅東口側は警備が薄くなりがちであり、違法駐車・駐輪及び青少年のたまり場とならないように警備員を複数名配備してほしい。
- ・ 深夜までたむろする人が出る可能性があるため、交番を設置してほしい。
- ・ PTA見回りなどの受け入れをしてほしい。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び青少年の健全な育成に関する条例に基づき入場制限の案内板等の設置をするとともに、帰宅を促すよう指導してほしい。

(廃棄物について)

- ・ 夏場の廃棄物管理について悪臭や衛生上の問題防止のため保管施設の密閉性の確保や温度管理を行うこと。

(緑化・光害について)

- ・ 緑の木を植えるのが深夜までの照明は近隣住民の健康上の問題を引き起こすおそれがある。
- ・ 建物緑化などの地球温暖化及びヒートアイランド対策を行っては。
- ・ 敷地を公園にするという考えの人が少なかったのが残念である。

(その他)

- ・ イオン向日町店を存続するよう働きかけてほしい。
- ・ 向日市内の商店との共存共栄を。
- ・ 住民への説明を増やすこと。
- ・ 生活環境保持のために近隣住民と協議する場を設けること。
- ・ 路上喫煙を取り締まってほしい。
- ・ 竹の子、竹製品など、乙訓地域の地場産品の買い入れや販売促進、地元業者を対象とした商談会の開催等、地産地消を推進すること。
- ・ 乙訓地域の商店街や小売事業者等とのタイアップ事業や、ブランド産品の共同キャンペーンの実施など、地域の商工業者との連携を図ること。
- ・ 店舗内において、乙訓地域の物産やものづくり、観光などを発信するPRコーナーを確保すること。
- ・ 買い物弱者対策、地域活動への協力や省エネルギー対策など、地域貢献事業にも積極的に取り組むこと。

3 縦覧場所，期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日 (月) から平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日 (木) まで (京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

なお，上記 2 の意見の概要は，法第 4 条第 2 項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく，提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)